

朝来市にぎわい創出補助金

朝来市内の空き家・空き店舗を活用して新しく起業される方に対して市が補助を行います。

◆補助制度

①店舗改装費等補助…出店に必要な内外装工事費用及び備品購入費、広告宣伝費を補助します。

補助額：最高80万円（対象経費の2分の1以内）

☆若者（40歳未満）、移住者（移住3年未満）の場合、補助の上限額がそれぞれ20万円ずつ引き上げられます（両方に該当の場合、最高120万円）

②店舗賃借料・購入費補助…営業に必要な店舗の賃借料又は購入費を補助します。

補助額：（賃借料補助）最高5万円/月・2年間（賃借料の2分の1以内）

（購入費補助）最高120万円（購入費の2分の1以内、2年に分割して交付）

◆補助の流れ

①朝来市商工会と事業計画の相談、審査会への受付

【審査会：6月、9月、12月】

※遅くとも審査会の2週間前には商工会への事前相談が必要です。

↓

②補助金交付申請（審査会後の朝来市商工会の推薦が必要）

↓

③補助金等交付可否決定書交付

↓

④店舗賃貸借又は売買契約、店舗改装等事業実施（※1）

↓

⑤店舗開店

↓

⑥店舗改装分補助金請求（※2）

↓

⑦店舗賃借料又は購入費補助金申請・交付（※3、※4）

※1 交付決定書の交付を受ける前に契約や工事等を行った場合は、補助金をお支払いできません。

※2 店舗改装費等補助金は、店舗開店後すぐに請求可能です。

※3 店舗賃借料補助金は、店舗開店後1年ごとに12か月分をまとめてお支払いします。
店舗オープン1年後に1～12か月分、2年後に13～24か月分の請求が可能です。

※4 店舗購入費補助金は、店舗開店1年後、2年後に分割してお支払いします。

◆補助対象業種

- ・日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）に掲げる小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉の内、地域のにぎわいづくりに寄与するもの。
- ・単なる事務所は補助対象外です。また、無人店舗についても補助対象外です。

◆申請に必要な書類

<申請時>

- ・補助金等交付申請書（様式第 1 号）
- ・店舗賃貸借または売買に係る見積書（写し）
- ・店舗の改装費等対象経費に係る見積書（写し）
- ・事業計画書（店舗の位置図・店舗平面図含む）
- ・同意書（市様式）

<補助金請求時>

- ・補助金等交付請求書（様式第 1 1 号）
- ・店舗賃貸借（売買）契約書（写し）
- ・（店舗改装・賃貸借（売買））請求書及び領収書（写し）又はそれに代わるもの
- ・補助事業実績報告書（様式第 9 号）
- ・工事前後写真

◆注意事項

- ①他にもいくつか補助金を受けるための要件がありますので、申請を検討されている方は 朝来市商工会にご相談ください。
- ②補助金の申請に際しては、朝来市商工会の推薦が必要となります。
推薦を受けるためには、朝来市商工会の審査を受ける必要があります。
審査会は年 3 回（6 月、9 月、12 月）を予定しております。希望される場合は、遅くとも審査会の 2 週間前までに商工会へ事前相談が必要です。
事業計画の内容によっては、推薦を受けることが出来ない場合があります。
また予算の上限に達した場合、以降その年度中は推薦を受けられません。
- ③補助金交付決定までに店舗契約、改装工事、開店などされた場合は、補助金のお支払いはできません。
- ④開業後に移転や廃業等その店舗で営業されなくなった場合は、家賃補助等の補助金のお支払いはできません。また、すでにお支払いした補助金を返還していただく場合があります。

◆お問い合わせ先

<朝来市商工会>

〒669-5201 兵庫県朝来市和田山町和田山 404
TEL:079-672-2362
MAIL:shokokai@asago.org

<朝来市産業振興部経済振興課>

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1
TEL:079-672-2816
MAIL:keizai@city.asago.lg.jp